



鳥取県公報

平成14年 8月16日(金)
号外第120号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則 鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則(89)(都市計画課)..... 1

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 屋外広告物のうち立看板並びに旗及びのぼりを表示する場合の許可の基準から、道路上に設置するものでないことを除くこととした。(別表第1関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 8月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第89号

鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県屋外広告物条例施行規則(昭和37年鳥取県規則第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目を除く。)を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目を削る。

改 正 後	改 正 前
別表第1(第4条、第6条関係)許可基準	別表第1(第1条の3、第4条関係)許可基準
一般的基準 略	一般的基準 略
個別的基準	個別的基準
1及び2 略	1及び2 略
3 立看板	3 立看板
(1)~(3) 略	(1)~(3) 略
4~7 略	(4) 道路上に設置するものでないこと。 4~7 略
8 広告幕	8 広告幕
ア及びイ 略	ア及びイ 略
ウ 旗及びのぼり	ウ 旗及びのぼり
(1)及び(2) 略	(1)及び(2) 略
9~12 略	(3) 道路上に設置するものでないこと。 9~12 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。